区域外就学審查基準

平成19年4月1日 長岡京市教育委員会

長岡京市以外の市町村から長岡京市立学校に就学したい場合についての審査は、次の基準に基づき行います。次の条件をすべて満たし、かつ、下表に該当する場合許可するものとします。ただし、学校教育法施行令第9条第2項の規定により、児童生徒の住所の存する市町村に協議することとなっています。

なお、標準処理期間は、区域外就学許可願提出日から1か月としています。

(条件)

- 1 教育委員会が住所の存する市町村の教育委員会に協議することを承諾すること。
- 2 保護者が通学途上の安全について責任を持って対処することを承諾すること。
- 3 変更期間満了後は本来の指定学校に転学することを承諾すること。
- 4 学校施設の運営上問題がないと判断されること。
- 5 教育委員会が必要と認める書類等が添付又は提示されること。

	区分	区域外就学事由及び期間	添付書類	申請時期
1	市外転出した場合	学年の途中で市外転出したときは、	なし	転出届出時
居	通学指定校を変更し	その学年末(小学校6年生又は中学校3年生は卒業)まで在籍している 学校への就学を許可する。(学年の		
住		区分は他市町村への転入予定日の前日の属する年度を基準とする。ただし、小学校5年生又は中学校2年生の修了式以後は小学6年生又は中学3年生に進級したものとみなす。)		
地	市外から転入するこ	家屋売買契約書等により本市立学校	売買契約書、建築	転入前
事由	とが決まっている場 合	区への転入が確認できるときは、住 所を異動するまでの期間その校区の 学校への就学を許可する。(転入後 は新学校への通常の就学となる。) ただし、転入学予定日(新入学は入 学日)と住所変更予定日が同一の年	契約書、賃貸借契 約書等本市立学校 区への転入が客観	は入学前
ш		度であること。		
2 身体的事由		身体上の理由から他市町村立学校に通学することが困難であることが客観的に推測されるときは、必要な期間本市立学校への就学を許可する。 (期間及び就学する学校は保護者と協議する。)	医師の診断書等通 学困難であること が客観的にわかる	
3	家庭の事情により教 育的配慮が必要な場 合	両親の離婚、災害等のため他市町村へ転出する場合で、他市町村立学校への転校又は入学が当該児童・生徒に著しい精神的負担を強いることになると認められるときは、必要な期	事由申立書	転出前 新入学の場合 は入学前
庭		間在籍している学校又は入学予定学校への就学を許可する。 (期間は保護者と協議する。)		
の	登校前又は下校後の	保護者の勤務(自営業を含む。)の	事由申立書	随時
事	保護者不在 (小学生に限る。)	都合により、登校前の相当な時間又 は下校時から相当な時間保護者が不 在になるときは、卒業まで祖父母宅 等の校区の小学校への記算を許可す	祖父母等の同意書 就労証明書 	新入学の場合 は入学前
情		る。ただし、登下校に支障がないこ と。		

	区分	区域外就学事由及び期間	添付書類	申請時期
4		いじめにより心身の安全が脅かされ	事由申立書	随時
教	配慮が必要な場合	ているとき又は脅かされることが十 分予見できるときは、卒業まで本市 立学校への就学を許可する。(就学 する学校は保護者と協議する。)		新入学の場合 は入学前
育	不登校に関し教育的 配慮が必要な場合	転校又は指定学校以外への学校への 入学によれば不登校になっている状態からの改善が見込まれるときは、 卒業まで本市立学校への就学を許可		随時 新入学の場合 は入学前
的		する。(就学する学校は保護者と協議する。)		
配	転校による不登校の 場合	転校したことにより不登校になった ときは、卒業まで本市立学校への就 学を許可する。(就学する学校は保 護者と協議する。)		随時
慮	その他教育的配慮が 必要な場合	その他教育的配慮が必要と教育委員会が認めるときは、必要な期間本市立学校への就学を許可する。(期間及び就学する学校は保護者と協議する。)		随時 新入学の場合 は入学前

注1: 許可願には印鑑が必要です。

注2: 卒業までの期間になっていても学年末で区切り、学年ごとに期間更新することがあり

ますので、御了承願います。

注3: 審査に当たり、教育委員会は、必要に応じ学校長等の意見を求めることがありますの

で、御了承願います。

適用年月日 平成19年4月1日

審査基準に関わらず、就学についての相談は随時受け付けていますので、御相談ください。